

令和8年度小・中学校教育実習について

下関市教育委員会

1 実習生受入の条件

- (1) 責任ある行動をとり、守秘義務を守ることができる者であること。
- (2) 教員志望が明確であり、教育実習を履修しようとする意志が強固な者であること。
- (3) 大学等において教職専門科目等の基本的なことを確実に履修した者であること。
- (4) 感染症拡大防止及び自然災害等に係る要請等に従うこと。
- (5) 原則として、下関市出身者であること。

2 実習生の配置校

下関市立小・中学校

3 実習期間（前期、後期のいずれか一方を選択してもよい。）

- (1) 前 期：令和8年6月 1日（月）から1週間以上、4週間以内の期間
 - (2) 後 期：令和8年9月28日（月）から1週間以上、4週間以内の期間
- ※ 実習校の都合により、変更されることもあります。

4 申込手続

- (1) 申 込 者 大学長（教員養成機関の長）
- (2) 提出書類
 - ① 次のア、イ、ウの用紙に必要事項を記入の上、各1部提出してください。

ア 教育実習申込書	（別紙様式1）
イ 教育実習受入決定通知書	（別紙様式2）
ウ 教育実習校決定通知書	（別紙様式3）

※ 2枚以上にわたる場合は、同じ様式を用い、通し番号とすること。
 - ② 「イ 教育実習受入決定通知書」及び「ウ 教育実習校決定通知書」を送付するための返信用封筒2通（宛先明記、切手貼付）を同封してください。
 - ③ ①のデータ「R8教育実習様式1～3」のファイルを下記のメールアドレスへ送付ください。
- (3) 申 込 先
 - ①②について 下関市教育委員会 教育部 学校教育課 教育実習担当 宛
〒751-0830 山口県下関市幡生新町1番1号
TEL 083-231-1570
 - ③について kigakkok@city.shimonoseki.yamaguchi.jp 教育実習担当者宛
- (4) 申込期限 令和7年11月末日

5 決定通知について

- (1) 「イ 教育実習受入決定通知書」は、令和8年1月頃に、教育委員会から大学等へ送付します。
- (2) 「ウ 教育実習校決定通知書」は、教育実習校に内諾を得た後に、実習校を記入して、令和8年4月下旬以降に、教育委員会から大学等へ送付します。

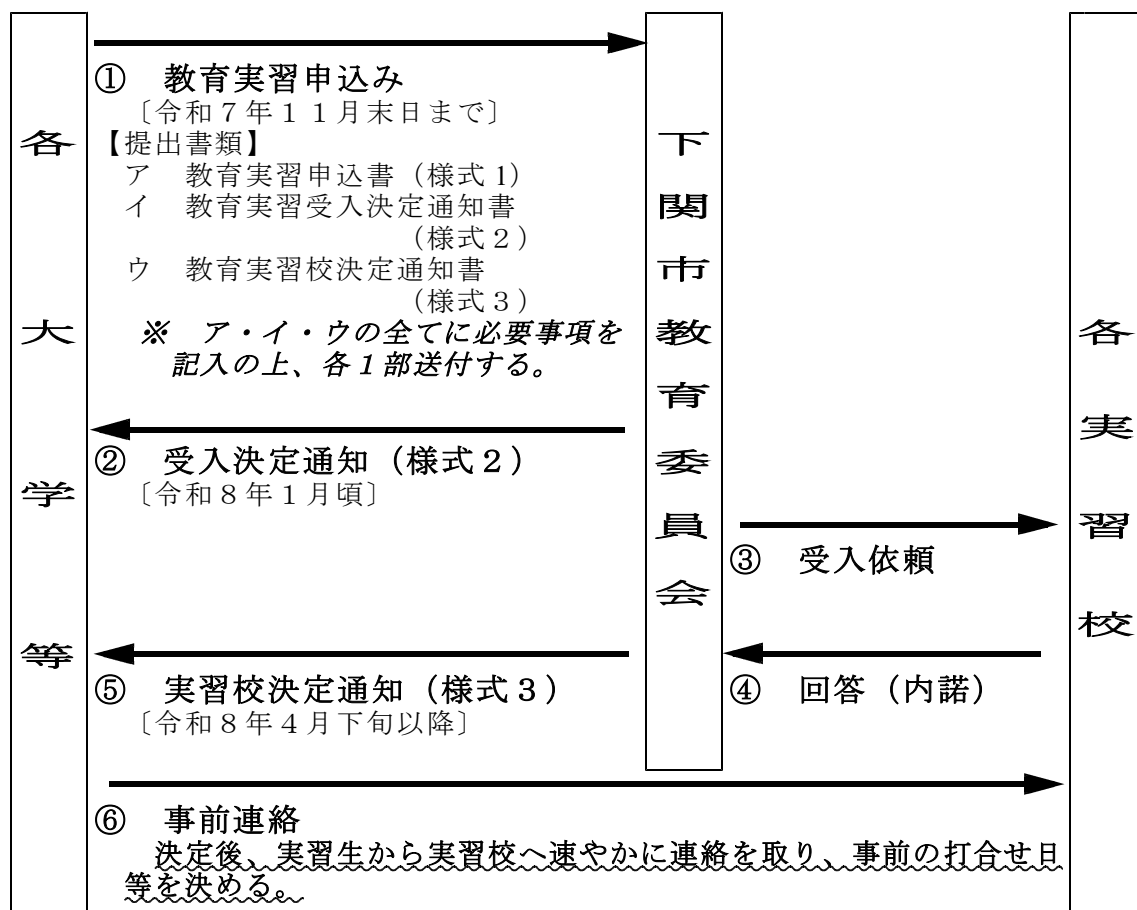
6 内諾書の取扱いについて

下関市立小・中学校で実習を行う場合、実習校の内諾書は不要です。

※ 原則、実習生の出身小学校及び中学校に配置する。ただし、実習生の人数、実習教科の指導者の有無により、実習校の配置を変更することもある。（令和6年度より）

※ 実習校の内諾は、教育委員会が一括して得る。

7 教育実習事務手続きの流れ



8 その他

(1) 教育実習辞退について

申込後、事情により、実習を辞退する場合は、速やかに下関市教育委員会へ連絡をするとともに、教育実習辞退届を提出してください（様式は自由）。

※ 3月31日までに連絡をお願いします。4月に実習校へ教育委員会から正式に依頼をしますので、それ以降の辞退については、できるだけ避けていただきますようお願いいたします。

(2) 実習全般について

実習校の行事等の事情により、やむを得ず教育実習の日程を変更していただく場合があります。

(3) 実習校について

場合によっては、実習中の住所から遠方の学校に配置することがあります。

(4) 養護教諭・栄養教諭の教育実習について

希望校種について、小・中学校のどちらでもよい場合は、申込書の校種の欄に「小学校または中学校」と記入してください。なお、栄養教諭配置校は限られておりますので、希望校種にならない場合や実習中の住所から遠方の学校に配置することがあります。

(5) 栄養士の教育実習について

令和6年度より給食調理場の民間企業への委託が増え、下関市教育委員会から栄養士の教育実習生の学校配置が困難となりました。そのため、令和7年度より、栄養士の教育実習の受入は、下関市教育委員会では実施していません。